

広島県告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十年広島県告示第百八十二号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

海田町

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・八四四号中店小学校線

三 事業施行期間

平成十三年十二月十日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし